

令和2年10月21日

流山市長 井崎 義治 様

流山市環境審議会  
会長 新保 國弘



流山市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正  
について（答申）

令和2年8月14日付け流環第138号で諮問のあったこのことについて下記のとおり答申します。

記

「流山市墓地等の経営の許可等に関する条例」は、墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等の基準その他墓地等の経営に関し、必要な事項を定めることにより、墓地等の経営の適正化を図るとともに墓地等と周辺環境の調和を図ることを目的としています。

これまでの間、必要な条例改正が行われ、適正な墓地の経営及び管理が図られてきました。

しかしながら、近年、高齢化や少子化が進むなか、墓地埋葬をめぐる社会環境も変化し、墓地に対する市民意識も変化するとともに多様化しています。

また、流山市では、つくばエクスプレスの沿線開発に伴い、人口増加や都市化が進んでおり、今後、墓地の新設・増設を求める寺院等や市内に墓地を求める市民のニーズに corres ponding する必要があります。墓地は、市民生活にとって必要な施設であることは理解していますが、建設にあたっては周辺環境への配慮や周辺住民に対しては十分な説明が行われる必要があります。

この度、市が、墓地の建設において、市民、寺院等の双方が認める場合に限り、住宅等からの距離要件の一部を緩和し、これらの点に配慮し、改正を行うことは了承します。